

令和5年第3回設楽町議会定例会（第1日）会議録

令和5年9月4日午前9時00分、第3回設楽町議会定例会（第1日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|--------|--------|
| 1 村松一徳 | 2 村松純次 | 3 原田純子 |
| 4 原田直幸 | 5 七原 剛 | 6 金田敏行 |
| 7 山口伸彦 | 8 田中邦利 | 9 今泉吉人 |
| 10 加藤弘文 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	原田 誠	企画ダム対策課長	村松 一
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	村松浩文
産業課長	今泉伸康	保健福祉センター所長	依田佳久
建設課長	松井良之	町民課長	小川泰徳
財政課長	関谷 恭	教育課長	遠山雅浩
出納室長	今泉 宏		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 加藤直美

5 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 報告第9号

令和4年度設楽町簡易水道特別会計継続費精算報告書について

日程第6 報告第10号

令和4年度設楽町公共下水道特別会計継続費精算報告書について

日程第7 報告第11号

令和4年度設楽町農業集落排水特別会計継続費精算報告書について

日程第8 報告第12号

令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率について

- 日程第9 同意第2号
設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 同意第3号
設楽町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第42号
財産取得契約の締結について
- 日程第12 議案第43号
指定管理者の指定について（追認）
- 日程第13 議案第44号
新城北設楽交通災害共済組合の解散について
- 日程第14 議案第45号
新城北設楽交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第15 議案第46号
新城北設楽交通災害共済組合同規約の変更について
- 日程第16 議案第47号
設楽町交通安全施策推進基金条例の制定について
- 日程第17 議案第48号
令和5年度設楽町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第49号
令和5年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第50号
令和5年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第51号
令和5年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第52号
令和5年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第53号
令和5年度設楽町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第54号
令和5年度設楽町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第24 認定第1号
令和4年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第2号
令和4年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第3号

令和4年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第27 認定第4号

令和4年度設楽町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第28 認定第5号

令和4年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第29 認定第6号

令和4年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第30 認定第7号

令和4年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第31 認定第8号

令和4年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第32 認定第9号

令和4年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第33 認定第10号

令和4年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第34 認定第11号

令和4年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第35 認定第12号

令和4年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

会 議 録

開会 午前9時00分

議長 皆さんおはようございます。本日は、皆さんとましーなシャツでの御出席をいただき、ありがとうございます。また、町執行部の皆さんも御協力をいただき、ありがとうございます。

それではただいまから会議を始めます。ただいまの出席議員は、10名です。定足数に達していますので、令和5年第3回設楽町議会定例会(第1日)を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

6 金田(敏) 令和5年第3回定例会第1日の運営について、8月31日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第1、日程第2は、従来どおりです。

日程第3、諸般の報告は、議長から例月出納検査の報告、議員派遣の報

告、陳情書等の取扱いについての報告があります。

日程第4、行政報告は、町長より報告があります。

本日、上程される議案等は、町長提出の31件です。

一括上程する案件は、日程第5、報告第9号から日程第7、報告第11号の3議案、日程第13、議案第44号から日程第16、議案第47号の4議案、日程第17、議案第48号から日程第23議案第54号の7議案、日程第24、認定第1号から日程35、認定第12号の12議案です。それ以外の議案は、順次1件ごとに上程します。

日程第9、同意第2号から日程第16、議案第47号につきましては、本日、質疑、討論、採決します。

詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧のとおりでありますので一読願います。

なお、一般質問は、定例会第2日の9月6日に行います。

以上で、委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは、日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番山口伸彦君、8番田中邦利君を指名します。よろしくお願いいたします。

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの17日間としたいと思います。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。会期は17日間と決定しました。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。議長として監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和5年7月、8月実施分の結果報告が出ています。事務局で保管をしていますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。

次に、議員派遣の件について、会議規則第129条第1項のただし書の規定により、4ページ報告第8号のとおり議員派遣の報告をいたします。

次に、陳情書等の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配布したとおり、陳情書4件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情受理番号12から陳情受理番号15を文教厚生委員会に付託することに決定しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、公私とも大変御多用のところ、9月定例会議会初日の開催に当りまして、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

先月は猛暑だけでなく2つの台風が日本を襲来し、各地に被害をもたらしましたが、幸いこの地域では大きな被害がなくほっとしているところです。まだまだ暑い日が続いていますが、朝晩は秋の気配が感じられ過ぎやすくなりました。今後、台風発生の本格的な時期を迎えますので、気象状況を十分注視するとともに体制を整えて対応したいと思っております。

それでは、行政報告をさせていただきます。

最初に、国道420号の通行止めについてであります。先月21日未明に発生した三都橋地内での道路陥没につきましては、先月の27日に転落した自動車を取り除き、現在、復旧に向けて工事を進めておりますが、もうしばらく時間がかかるということでもあります。県土木としても早急な復旧に努めることはもちろん、今後も心配な個所等の点検を重点的に行っていくことでもあります。町道部分につきましても点検をしっかりと行い、被害を未然に防げるよう職員に指示しておりますので、御了承いただきたいと思います。

次に、今年度の新型コロナワクチン予防接種について報告いたします。

国の方針に従い、令和5年度は、まず65歳以上の方を中心に5月から8月にかけて集団接種と医療機関での個別接種を実施し、集団接種の接種率は54.8%で国接種率の53.7%とほぼ同数値であります。昨年度と比較すると20%程度下がっておりますけれども、感染症法の位置づけが5類へと変わったことが影響しているものと思われまます。

今後は、引き続き秋接種を実施いたします。秋接種では64歳以下の方も対象となり、既に対象となられる方には予診票を郵送しています。本日4

日から 65 歳以上の方、今月 20 日から 64 歳以下の方の受付を開始いたしますので、今までどおりコールセンターで予約のうえ、接種していただきたいと思っております。

来年度以降の接種につきましては、国の方針が現時点で定まっておりますませんが、接種方法が大きく変わる可能性もありますので、詳細が決まり次第、チラシや広報無線等で皆様へお知らせしていく予定ですので御承知置きいただきたいと思っております。

次に、各種イベントについて報告させていただきます。

最初は、8 回目を迎えます、「奥三河パワートレイル」です。例年 4 月に開催されていましたが、今年度から秋に変更し、今年 10 月 1 日日曜日に開催されます。茶臼山高原をスタートし、新城市、ふれあいパークほうらいまでの約 65 キロを健脚自慢が走破します。町内では面の木、笹暮峠、小松の各エイドステーション運営や選手誘導など、例年どおり、今回も多く住民の皆様ボランティアとして御協力いただいております。練習も含め多くの選手が訪れますので、応援などよろしくお願ひします。

次は、「したらオリエンテーリングフェスタ」です。

10 月 21 日土曜日と 22 日の日曜日に開催いたします。21 日は清崎の道の駅したら周辺で街歩きをメインとしたイベントをします。22 日は沖駒地区で本格的な競技を開催いたします。21 日はどなたでも参加できますので、多くの皆様の参加をお待ちしております。

最後は、ラリージャパン 2023 です。既に御案内のとおり 11 月 16 日木曜日から 19 日、日曜にかけて開催され、17 日金曜日には町内を走行いたします。今年は主催者からの申入れにより、無料の観戦場所を設定できませんでしたが、当日の様子をパブリックビューイングで観戦できるよう、役場議場と、つぐグリーンプラザホールの 2 か所を用意いたしましたので、こちらで御観覧いただければと思ひます。

また、WRC の開催を盛り上げるため、8 月 10 日に奥三河総合センターでラリー特別教室を開催し、町内の子ども約 70 名ほどの参加がありました。さらに、この土日、2 日と 3 日で、町内の道の駅で WRC の啓発を行いました。今後も、開催に向けた啓発イベントを観光協会と連携して進めたいと考えております。

本日は、財政に係る報告 4 件、人事同意案件 2 件、財産取得契約 1 件、指定管理者指定の追認 1 件、新城北設楽交通災害共済組合の解散関係 3 件、条例制定 1 件、補正予算 7 件、決算認定 12 件の計 31 件を上程させていただきました。提出させていただいた議案につきましては、本会議及び各委員会において慎重審議のうえ、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げ

げ、定例会初日の開催に当たりまして、行政報告とさせていただきます。
よろしくお願ひします。

議長 「行政報告」は終わりました。

議長 日程第5、報告第9号「令和4年度設楽町簡易水道特別会計計継続費精算報告書について」から日程第7、報告第11号「令和4年度設楽町農業集落排水特別会計継続費精算報告書について」を一括議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

副町長 おはようございます。それでは、報告第9号から、報告第11号までの令和4年度設楽町簡易水道・公共下水道・農業集落排水、3特別会計継続費精算報告書についてを説明を一括でさせていただきます。

地方自治法第212条の規定に基づき、3特別会計、それぞれに設定しました継続費につきましては、令和2年度から令和4年度までの3か年にわたる簡易水道、公共下水道、農業集落排水、各特別会計から企業会計への移行事業の3件であります。

いずれも令和4年度において継続年度が終了し、実績額が確定しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙7ページ、9ページ、11ページのとおり継続費精算報告書を調製し、決算成果報告書と併せて議会へ報告するものであります。

最初に、報告第9号「令和4年度設楽町簡易水道特別会計継続費精算報告書について」を説明しますので、6ページから7ページを御覧ください。

簡易水道企業会計移行事業は、記載のとおり、それぞれ各年度の全体計画の年割額に対し、実績欄の支出総額は、3か年分合計、1,739万9,800円であります。

また、特定財源につきましては、公営企業会計適用債を可能な限り借入れ、残る一般財源相当額、継続費に係る純粋な一般財源は、9万9,800円であります。

続きまして、報告第10号「令和4年度設楽町公共下水道特別会計継続費精算報告書について」を説明しますので、8ページから9ページを御覧ください。

公共下水道企業会計移行事業は、記載のとおり、それぞれ各年度の全体計画の年割額に対し、実績欄の支出総額は、3か年分合計、1,276万5,500円であります。

また、特定財源につきましては、公営企業会計適用債を可能な限り最大限借入れ、残る一般財源相当額、継続費に係る純粋な一般財源は、6万

5,500円であります。

最後に、報告第11号「令和4年度設楽町農業集落排水特別会計継続費精算報告書について」を説明しますので、10ページから11ページを御覧ください。

農業集落排水企業会計移行事業は、記載のとおり、それぞれ各年度の全体計画の年割額に対し、実績欄の支出総額は、3か年分合計で、1,801万4,700円であります。

特定財源につきましては、公営企業会計適用債を可能な限り最大限借り入れ、残る一般財源相当額、継続費に係る純粋な一般財源は、21万4,700円であります。

結果として、3特別会計、いずれも当初の予算要求額より安価に公営企業会計への移行事業の完了ができました。

詳しい当該事業の内容、及び各年度の執行の詳細につきましては、生活課長から説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

生活課長 ただいまの副町長の説明に重複する部分もありますが、説明させていただきます。

簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、農業集落排水特別会計の企業会計への移行を令和5年度から行いました。そのために企業会計移行支援業務を株式会社ぎょうせいに委託し、移行準備を進めてきました。

この継続費は、令和2年度から4年度までの期間で予算を認めていただきまして、その期間が終了しましたので、精算報告書により報告させていただきます。

報告第9号の、簡易水道特別会計につきましては、7ページを御覧いただきたいと思えます。令和2年度から4年度までの合計で全体計画として4,026万円の予算で、実績といたしましては、1,739万9,800円、比較としましては、2,286万200円の減額となりました。実績額が大幅に減少した主な要因といたしましては、入札の効果や既に整備されている市内WebGISが使用できたことが減額の主な要因と考えております。

続きまして、報告第10号の公共下水道特別会計につきましては、9ページを御覧いただきたいと思えます。令和2年度から4年度までの合計で、全体計画として2,420万円の予算で、実績としては、1,276万5,500円、比較としては、1,143万4,500円の減額となりました。実績額が大幅に減少した主な要因としましては、簡易水道と同じでございます。

続きまして、報告第11号の農業集落排水特別会計につきましては、11ページを御覧いただきたいと思えます。こちら、令和2年度から4年度までの合計で、全体計画として3,080万円の予算で、実績としましては、1,801

万 4,700 円、比較としましては、1,278 万 5,300 円の減額となりました。実績額が大幅に減少した主な要因といたしましては、簡易水道と同じでございます。

今回の委託内容は、3 会計の企業会計移行のために一括で契約いたしまして、例規整備やシステムの導入及び固定資産台帳整備などを行いました。案分の仕方といたしましては、例規整備やシステム導入の部分は均等割で、固定資産台帳整備は固定資産の量に応じて案分して予算化しております。

以上でございます。

議長 趣旨説明が終わりました。質疑は、1 件ごとに行います。

報告第 9 号「令和 4 年度設楽町簡易水道特別会計計継続費精算報告書について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

報告第 9 号は終わりました。

議長 報告第 10 号「令和 4 年度設楽町公共下水道特別会計計継続費精算報告書について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

報告第 10 号は終わりました。

議長 報告第 11 号「令和 4 年度設楽町農業集落排水特別会計計継続費精算報告書について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

報告第 11 号は終わりました。

議長 次に、日程第 8、報告第 12 号「令和 4 年度健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。

本案についての説明を求めます。

副町長 それでは、報告第 12 号「令和 4 年度健全化判断比率及び資金不足比率について」を説明しますので、12 ページを御覧ください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、7 月 28 日、両比率について監査委員の審査に付しましたので、別添の審査意見書を付けて議会へ報告するものであります。

第 1 の健全化判断比率につきましては、財政状況の健全化を客観的に判断するため、法律に基づく 4 つの財政指標について審査されるもので、下段の括弧書きの数値は、政令で定める早期健全化基準の数値を示し、本町はいずれの比率も基準数値に該当せず、健全であることを示しております。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、それぞれ赤字の程度を指標化するものですが、いずれの会計とも黒字決算のため、赤字の算定数値はありません。

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金を標準財政規模で除して算出し、数値が大きいほど公債費の占める割合が高いことを示しています。算定数値は直近の 3 か年平均で表しますが、令和 2 年度から令和 4 年度までの平均値は 6.1% で、前年度決算の計上値 5.4% より 0.7 ポイント増加していますが、早期健全化の基準数値を大きく下回っています。

将来負担比率は、将来負担すべき借入金等の標準財政規模に対する比率で、町債現在高の減少等により、平成 27 年度から継続してマイナスで算定数値はありませんが、近年の大型事業による過疎債の借入れ状況に鑑み、令和 6 年度以降は、再びプラスに転ずることが予想されるものの、危険な数値に至ることはありません。

第 2 の資金不足比率につきましては、公営企業ごとに資金不足を事業規模と比較して指標化するものですが、簡易水道、農業集落排水及び公共下水道の 3 特別会計は、いずれも資金不足がありませんので、算定数値はなく、「－（横棒）」で表示しています。

私からの報告、説明は以上です。

議長 次に、監査委員の御意見を、氏原代表監査委員にお願いします。

代表監査委員 失礼します。監査委員の氏原です。それでは、審査結果を報告します。

令和 4 年度の財政健全化審査及び令和 4 年度公営企業会計経営健全化審査について意見書により説明します。

具体的には、地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づいて、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、意見を述べます。

はじめに、「財政健全化審査」についてです。審査の概要として、町長から提出された、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼において、令和4年7月28日金曜日に実施いたしました。

総体的な意見として、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別意見として、実質赤字比率の早期健全化基準は15%、財政再生基準は20%ですが、令和4年度の実質赤字額はありません。

次に、連結実質赤字比率の合早期健全化基準は20%、財政再生基準は30%であるところ、連結実質赤字額もありません。また、令和4年度の実質公債費比率は6.1%であり、早期健全化基準の25%、財政再生基準の35%を下回っています。

続いて、将来負担比率の早期健全化基準は350%ですが、将来負担比率は算定されていません。よって是正改善を要する事項として指摘すべき事項はありません。

次は、公営企業会計経営健全化審査についてです。審査の概要として町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に置き、同じく令和5年7月28日金曜日に実施いたしました。

総体的な意見として、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別意見として、簡易水道特別会計と農業集落排水特別会計及び公共下水道特別会計の資金不足比率の経営健全化基準は20%ですが、令和4年度の資金不足額はありません。よって、是正改善を要する事項として指摘すべき事項はありません。

健全化審査の結果は、以上であります。よろしく申し上げます。

議長 ただいま、報告の説明と監査委員の審査意見の報告がありました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

報告第12号は、終わりました。

議長 日程第9、同意第2号「設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求め

ることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、同意第2号「設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を説明しますので、16ページを御覧ください。

下記に記載する者を設楽町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

野口隼志さんの生年月日、住所等は議案に記載するとおりであります。

今回は、現在の教育委員会委員のうち、後藤太延委員の任期が、令和5年11月9日に満了することに伴い、新たに任命するものであります。

野口さんは、当該法律第4条第2項の委員要件である、町長の被選挙権及び教育行政に関する経験と高い識見を有する方で、国家資格のキャリアコンサルタントやキャリア教育コーディネーター、ほかにも経営学修士などの資格を有しております。こうした資格の活用を期待し、また、今まで熱心に取り組んできたキャリア教育などの経験も踏まえ、教育委員会委員として任命するものであります。

なお、委員の任期は、第5条第1項の規定に基づき、令和5年11月10日から、令和9年11月9日までの4年間です。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。同意第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

8田中 教育委員の任命の選考基準について一つ教えていただきたいと。

それから2つ目に、この方に決まった経緯をお知らせいただきたい。

教育長 御質問の、まず選考基準です。今回は公募いたしました。前回は公募しております。公募という制度をとった理由については、広く教育行政に関心を持っている方を公募というかたちで募らせていただきました。今までは、どちらかというところのほうで誰かを選んでいたのですけれども、公募のかたちのほうが、より教育委員としての意欲がすごく感じられます。前回の公募によって選任いただいた委員さん、ものすごくいろんな発言をしていただけます。今の時代に合ったようないろんな提案をたくさんしていただいております。なので、もう一度今回というかたちをとらせていただきました。

選考の経緯ですけれども、まずは公募をとったときに、アピール、どういふことがしたいというのを簡単な文書で出していただいております。それがまず選考基準の1番目です。次に、たまたまお一人しかなかったものですから、面接を行っております。面接の内容を加味して、この方ならば

教育委員として議案を提出させていただけるような人物だというふうに判断をさせていただいております。ということで、経緯もこんな感じで、今回議案として提出させていただいた次第であります。

(発言する者あり)

議長 経緯について、もう一度。

8 田中 質問の仕方がちょっと下手だったかもしれませんが、教育委員の資格要件についてお知らせください。

教育長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律のほうに、教育委員の任命ということで出ております。

「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから」ということで、先ほど副町長の説明にありましたように、野口さんにおかれては学校のほうに直接行ってキャリア教育の授業を行ったりだとか、そういうことの実績もあります。なので、今回この法律にきちっと合致する方ということで議案を提出させていただいております。

議長 ほかにありませんか。

7 山口 確認をさせていただきます。現行4人の教育委員が選考されていると承知していますが、従来地区から、名倉、津具、田口、清嶺地区から一人ずつたしか出ていたのではないかと考えております。公募になって2度目になったわけでありますけれども、全町から、地区関係なしに公募によって、地区が偏ろうが偏らまいが町民一区ということで募集をすると解釈してよろしいわけですか。

教育長 はい、そのような認識で結構だと思っております。

議長 ほかにありませんか。

6 金田(敏) 仮にこの野口さんが教育委員に任命された場合、先ほど言われたキャリア教育は継続するのか、その辺はいかがでしょうか。

(発言する者あり)

6 金田(敏) 野口さんがもしも仮に教育委員の委員に任命された場合、キャリア教育はそのまま継続されるのか、それはできないのか、いかがでしょうか。

教育長 できます。もっといい提案をしていただくのも期待しておりますし、今までどおりできます。

3 原田(純) 私自身が分かっていないのでお伺いしたいのです。キャリア教育というのはどういうことか教えてください。

教育長 地域のほうの、例えば企業だとか、設楽町で言うと農業だとか、地域でやっているような、一般的な大人がやっているようなお仕事だとか、地

域のいろいろな行事だとかを子どもたちが体験しながら学んでいくといったようなことが、簡単に言うとキャリア教育になります。

議長 ほかにありませんか。

1 村松(一) 先ほど、野口さんがもし仮になるとしたら、教育委員をしながらキャリア教育を各校とかいろいろな所で実践していくというのは、教育委員さんとしての立場でやるのか、それは私的なことだということで、別個のものだということできるのかというところを教えてくださいたいと思います。公正中立という立場も大事だと思いますので。

それともう1点は、4年間という任期がありますので、その任期を全うできるということも、本人おっしゃっていると思うのですが、その辺も分かれば教えてください。

教育長 教育委員という立場というよりも、今までのようにキャリア教育のスペシャリストでありますので、そういったことで授業に入っていか、そういったカリキュラムを先生方と打合せして計画をしていくといったようなことに関わってってもらおうと思っています。ですので、委員としてという立場でなく、今までどおりの立場でお願いしたいと思っています。

本人いわく、きちんと任期は務めるといったことで、面接でおっしゃっておりますので、その辺は間違いのないと思っております。

議長 ほかに。

5 七原 任期はきちんと務めていただけるということでお話をいただいているということなので安心はするのですが、その辺、文書というかたちできちんと誓約をしていただいているのでしょうか。

教育長 ほかの行政委員もそうなのですが、文書で任期を全うするというのはしておりません。

議長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なし)

議長 それでは、これで質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者あり)

議長 ありますか、まだ。

(なし)

議長 それでは、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

同意第2号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案に同

意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

同意第2号は、同意することに決定いたしました。

議長 日程第10、同意第3号「設楽町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、同意第3号「設楽町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を説明しますので、17ページを御覧ください。

下記に記載する3名の者を設楽町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、3名の候補者の氏名、生年月日及び住所につきましては、記載のとおりであります。

本議案は、現委員3名の任期が令和5年11月8日をもって満了しますので、新たに委員を選任するものであります。

今回同意を求める3名は、いずれも納税義務者であり、固定資産の評価に関する高い識見を有する方であります。2名の鈴木伸勝さんと今泉逸司さんは、引き続き固定資産評価審査委員会委員として、氏原哲哉さんは前委員の松井清貢さんに変更、設楽町固定資産評価審査委員会委員に選任したく、議会へ同意案件を提出するものであります。

なお、委員の任期は、地方税法第423条第6項の規定に基づきまして、令和5年11月9日から、令和8年11月8日3年までの3年間であります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

同意第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

同意第3号の採決をします。

採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起

立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

同意第3号は、同意することに決定いたしました。

議長 日程第11、議案第42号「財産取得契約の締結について」を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第42号「財産取得契約の締結について」を説明しますので、資料18ページから20ページを御覧ください。

LGWAN系及びインターネット系パソコン購入事業について、機器の購入に係る契約の締結につきましては、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する予定価格700万円以上の財産の取得に該当し、一般競争入札により財産の取得金額を587万1,250円として、落札者の富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社と仮契約を締結しましたので、本契約の締結に当り議会の議決を求めるものであります。

なお、入札の執行状況につきましては、8月22日に6社による一般競争入札の結果、税抜、857万5,000円の予定価格に対し、落札価格は税抜、533万7,500円で、その落札率は62.24%でありました。

具体的な備品の内容は、資料19ページに記載するように、ノート型パソコン35台、初期設定及び各種ソフトインストールを含む内容で発注したものであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第42号の質疑を行います。質疑はありますか。

6 金田(敏) 一番最後の、10のところでは備品の概要があります。ここで、今購入するのにWindows10にした理由は何ですか。

総務課長 素朴にそういうことを思われるかもしれませんが、役場で今使っているソフトだとかその他もろもろがWindows10に対応するものでないと動かないというところなので、ダウングレードと言いますけれども、あえてWindows11を10に落としております。

以上です。

議長 ほかに。

8 田中 19ページのほうなのですが、ノート型パソコン、このディスプレイが15.6インチとか仕様がありますよね。この同じようなパソコンを

ネットで調べますと、14万くらいで価格が載っております。しかもSSDは800ギガバイトというものだったのですけれども、これは256ギガバイト。それで、にもかかわらずですね、予定価格を1台あたり24万に設定して入札にかけているのですけれども、いかにも設定料等も含めて大きいなと思うのですけれども、じゃあ、機器の購入予定費用と設定料、それからもう一つ何か付け加えられましたけれども、その内訳はどうなっているのでしょうか。

それからもう1点です。20ページの真ん中くらいに最低制限価格という欄に、「落札者決定」、「保留」、「不調」とありまして、「保留」というところにチェックが入っているように思うのですが、これはどういうことを意味しているのでしょうか。

総務課長 パソコンのほうなのですけれども、予定というか、設計の段階では本体自体はたしかに1台15万8,000円程度です。残りの部分がいろいろなOfficeだとか、ソフトの関係。それから、役場用に設定をしてもらう関係がありますので、その設定費用。その他もろもろです。

保留のところなのですけれども、そもそも18ページに、事後審査型一般競争入札と書いてあります。この事後審査型一般競争入札とはなんぞやという話なのですが、入札参加者は原則として入札の参加申請時に、参加申請書などで参加しますよ、ということです。それで、入札はの場合電子ですので、金額をパッと入れるのですけれども、金額を入れて一番最低の方に落札と。その後、入札参加資格審査と書いてありますけれども、これは、最初は、「参加しますよ」だけ、その後落札者が出してくる入札資格確認書類、工事ですと、いろいろ、経営審査表だとか技術者資格が必要なものというのがあるのですけれども、今回物品ですので、実績ですね、過去の実績を、こういう所にこういう物を納入しましたよということが分かる書類を出して、それをもって初めて確定するというようになっておりますので、そういう意味で、この時点では保留というかたちになっております。

以上です。

8田中 設定料はいくらですか。

総務課長 現在資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお願いしたいと思います。

8田中 総務課長も議運に出ておられると思うのですが、今日採決までいくということになっていきます。ぜひその御答弁をいただきたいと思っております。

パソコン買って設定料はそんなに、1万とか5,000円とか、それくらい。35台ありますよね、そのくらいではないのですか。サービスでやってもら

ってもいいような感じがするのですが、35台も買えば。

それから、落札価格は1台あたり15万円ですね、そうするとほとんどサービスで設定が、Officeは2万円くらいかかるのかな、そういうふうになるものですから、そういう予定価格でもいいのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

総務課長 予算を計上するに当たりまして、やはり業者さんから見積りを取りますので、その見積りを2社取ったのですけれども、その中でこのくらいであろうという妥当な金額を設計に盛り込んでおります。その段階で設定料を外して設計書を組むことはできませんので、あくまでも見積りで設計を組んでおいて、入札の結果は業者さんがこの金額でやれますということですので、そういうかたちになっております。

以上です。

5七原 今、先輩諸氏から質問があったのですけれども、一番引つかかるのは高いんじゃないかということに尽きると思うんです。私もお盆前なのでひと月くらいになりますけれども、ノートパソコンを古くなったので更新したのですけれども、メモリは16で、Windows11が載っていて、外付けハードもありますけど500ギガのストレージ、SSDを付けてとやって、税込みで9万6,000円くらいです。ちなみに古いパソコンは引き取ってもらったので、そこからまた1万円値引きしてもらいましたけど、Officeは権利が1個余っていたので、自分でインストールしましたけど、それにしても10万円かからないくらいで1台いけちゃうので、本体で15万というのが、皆さん腑に落ちないところだと思うのですね。私もちょっとこれ、世間的な相場からするとかなり高いんじゃないかなという気がしますけれども、その辺の一般常識とのずれというところに関してはどういうふうな認識でしょうか。

総務課長 負けていただけるということは一般的にはあると思うのですけれども、我々の段階でそれを見込んで、先ほども申しましたけれども、向こうが見積りを出してきた段階でその数字を計上しております。それが高いから負けてくださいという言い方はできませんので、とりあえず向こうから出てきた見積りを元に算定しております。ですので、何度も繰り返になりますけど、それが高いかと言われると、個人が電気屋さんで買うというときには、いろいろな話ができると思うのですけれども、役場でたくさん入れるからこれくらいの金額でいいですか、と聞ければいいのですけど、そういうことは行っておりませんので、とりあえず設計書の金額で入札をかけております。その設計書の金額も業者から適正な見積りを取って計上しておりますので、そういう結果になっております。

以上です。

6 金田(敏) 今回の説明で適切な見積りを取っていると聞きました。何社くらいから取られたのか教えてください。

総務課長 2社です。

6 金田(敏) このパソコンは、メーカーは富士通ですか。

総務課長 結果的に富士通フィルムがとっているので富士通フィルムになると思いますけれども、設計書の段階ではメーカーを指定しておりませんので、よろしくをお願いします。

4 原田(直) 1点確認なのですが、消防のポンプ車を導入したときは指名競争入札だったと理解しています。今度、同じ物品なんだけど、一般競争入札になっています。そこら辺の仕分をどういうふうな考え方でやってみえるのかお伺いしたいと思います。

総務課長 消防ポンプ自動車は、御存じのように特殊な艤装を行うもので、一般競争入札をすればいいのかなという気はしないでもないですが、確実に落札していただけるかどうか分からないという点もあります。

今回のパソコンに関しましては、かなり、我々のほうとしてもあえて業者さんを指名する必要もなく、いろんな業者さんで取扱いがあるということ、それから今回の場合ですと、将来L GWAN系とインターネット系を今別々にしているのですけれども、1本でも使えるようなパソコンを考えているものですから、特に特別な仕様が必要なわけではないと考えまして一般競争入札のほうに切り替えさせていただきました。

4 原田(直) ということは、基本的には一般競争入札でやるけれども、特別な仕様等がある場合には指名競争入札でやるという理解でよろしいのでしょうか。

総務課長 はい、そういうふうに考えております。

もう1個いいですか、議長。

議長 設定金額について。先ほど田中議員からあった回答です。

総務課長 すみません、設定金額です。とりあえず、打合せだとか作業内容の確認で10万円。設定作業が35台分ですので1台5,000円として17万5,000円、それから資料等の作成に関しまして15万円が必要ということで、合計が46万7,500円となっております。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

1 村松(一) 一つ確認で教えてください。パソコンのほうの契約は今回古くなったのが35台ということですが、これは職員の数が109名くらいいますよね、ということは3分の1を切り替えるということだと思います。

一つはリース期間だと思うのですが、これっていつからいつまで、5年間なのかどうなのかということをお教えしてほしいのと、それから、今後はまたどこで切り替えるのかという見通しがあれば教えてください。

総務課長 今回はリースではありませんので、購入ですので、その点よろしくお願ひします。

職員たしかに100人近くいます。役場で現在所有しているパソコンは約170台あります。そのうちインターネットで使用できるパソコンが50台くらいあります。私、昨年財政課長をやっております、パソコンを購入するときに、本当ならばこの倍、約90台近くを更新するという要求が出てきましたが、御存じのように査定で半分に落としました。なおかつ物価の高騰等があつて値段が上がつているので結果的に35台で入札をさせていただいております。なので、残りが、毎年だいたい5年スパンで購入していきたいのですけれども、実は5年以上使つていゝる機器もありまして、そのほかにも購入年度は比較的新しいのですけれども、パソコンは物によつてすぐにこわれてしまう物もあるので、その辺考えますと、計画的にやつていきたいのですけれども、いつ何が起こるか分からないというところもありますので、とりあへず今のところは、ここ2年で来年も含めると80台近く更新をしていきたいと考えております。

議長 ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第42号の採決をします。採決は、起立によつて行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第42号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、議案第43号「指定管理者の指定について(追認)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第43号「指定管理者の指定について(追認)」についてを説明します。

先日の議会全員協議会で説明させていただきました、設楽町老人福祉施設やすらぎの里に関する指定管理者の案件ですが、不適切な事務処理、そして失念が判明し、誠に申し訳ありませんでした。

つきましては、本日、議会の追認の議決を求めますので、よろしく願いいたします。

それでは説明をしますので、21 ページから 23 ページを御覧ください。

下記に記載する、設楽町老人福祉施設やすらぎの里指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定及び設楽町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 7 条第 1 項により、議会の議決を求めるものでありますが、先の議会全員協議会で説明させていただき、議会の議決を得ていないため、議会の追認の議決を求めるものであります。

指定管理者として選定する団体は、社会福祉法人設楽町社会福祉協議会で、所在地は設楽町田口字向木屋 4 番地、指定期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

提案理由といたしましては、設楽町老人福祉施設やすらぎの里の管理及び運営を効果的かつ効率的に行う指定管理者を指定するために必要な議会の議決を得ていないこと、そして、現在までの管理実績に基づき、引き続き、専門的知識及び資格を有し、事業の継続性や安定性を図ることができる社会福祉法人設楽町社会福祉協議会に、指定管理者としての指定についてお諮りするものであります。

説明については以上ですが、今後は今回のようなことが生じないよう、再発防止に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。申し訳ありませんでした。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 43 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

8 田中 4 月 1 日に遡って適用するということですが、指定管理料はいつ支払われておりますか。

町民課長 指定管理料は、今年に何回か分けておりますので、最初の 4 月分はもう既に払っております。あと年に 3 回分けて払っております。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

5 七原 このあいだ説明を受けたのですが、こういう契約事務、普通だとういう契約事務でミスがあった場合というのは結構な処分が下されるのですよね、この建物の外の一般の世界では。処分というのはないと思いますが、今回こういった契約事務のミスがあったということで、そのことについて

の責任というのはどのように取られるのでしょうか。

町長 おっしゃられるとおりでありますけれども、職員にはきつく注意はいたしましたけれども、実質的なお金でありますとかそういう被害はありません、議員の皆さんに軽視と言われても仕方ないような状況でありますけれども、でありますので、注意で済ませております。

5 七原 注意されたということで承知しました。ですけど、なかなかやはり、きちんと仕事に対しての責任を取ることがないからこういうことが起こると思うんですね。ミスをすれば何らかの責任を取らなければならないという一般的な常識が通用する世界になっていけばこういうことというのはなかなか起こりにくいと思いますので、今後職員の方への教育訓練なり、あとはそういった処罰の制度をもっと厳しくしていただければいいのではないかなと思います。これは要望ですので答弁は結構です。

議長 ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 43 号の採決をします。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

議長 それでは、お諮りをします。休憩をとりたいと思いますがよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、10 時 25 分まで休憩をとります。お願いします。

休憩 午前 10 時 12 分

再開 午後 10 時 25 分

議長 引き続き、議会を再開します。

日程第 13、議案第 44 号「新城北設楽交通災害共済組合の解散について」から日程第 16、議案第 47 号「設楽町交通安全施策推進基金条例の制定について」までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 44 号「新城北設楽交通災害共済組合の解散について」

から、議案第 47 号「設楽町交通安全施設推進基金条例の制定について」まで、一括で説明させていただきます。

新城北設楽交通災害共済組合の廃止につきましては、先日の議会全員協議会で説明させていただいたところではありますが、この制度は長く、1日1円の掛金で交通事故救済を担ってきましたが、様々な民間の障害保険の普及に伴い加入率が低迷し、経営状況も厳しくなったことから、交通災害共済制度としての役割を終えたものと判断し、複数年をかけて構成市町村で調整してきた結果、廃止することとなったものであります。

本日は、組合の廃止に伴い、当組合の解散、組合の解散に伴う財産処分、組合の規約の変更、そして、基金条例の制定の4件は、いずれも議会の議決を要するものでありますので上程させていただきます。

最初に、議案第 44 号「新城北設楽交通災害共済組合の解散について」を説明しますので、24 ページ、25 ページを御覧ください。

新城北設楽交通災害共済組合の解散につきましては、地方自治法第 288 条、及び同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

当組合の解散につきましては、愛知県知事に構成団体の協議書を作成し、解散の届出を行う必要があるため、この協議書の作成に当たり、新城北設楽交通災害共済組合は令和 5 年度をもって解散することについて、議会の議決を得るものであります。

次に、議案第 45 号「新城北設楽交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について」を説明しますので、26 ページから 29 ページを御覧ください。

新城北設楽交通災害共済組合の解散に伴う財産処分につきましては、地方自治法第 289 条、及び同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

当組合の財産処分につきましては、愛知県知事に構成団体の協議書を提出するため、財産処分の協議書の作成に当たり、新城北設楽交通災害共済組合は令和 5 年度の解散に伴い、財産処分することについて、議会の議決を得るものであります。

なお、組合の財産及び財産処分の帰属先につきましては、29 ページ記載のとおりであります。

次に、議案第 46 号「新城北設楽交通災害共済組合規約の変更について」を説明しますので、30 ページ、31 ページを御覧ください。

新城北設楽交通災害共済組合規約の変更につきましては、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

当組合規約の変更につきましては、新城北設楽交通災害共済組合の解散に伴う事務について、新城市へ継承する規約の一部変更について議会の議

決を得るものであります。

規約の改正内容につきましては、資料 31 ページ記載のとおり、第 10 条として組合の解散に伴う事務は、新城市が承継する旨の条文を追加するものであります。

次に、議案第 47 号「設楽町交通安全施策推進基金条例の制定について」を説明しますので、32 ページ、33 ページを御覧ください。

設楽町交通安全施策推進基金条例の制定につきましては、地方自治法第 96 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

設楽町交通安全施策推進基金条例の制定につきましては、新城北設楽交通災害共済組合の解散に伴う配分金を、町の交通安全施策の推進に要する経費の財源に充てる目的で基金条例を制定するものであります。この条例制定について議会の議決を得るものであります。

設楽町交通安全施策推進基金条例の内容につきましては、資料 33 ページ記載のとおりであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑、討論、採決は、1 件ごとに行います。

議案第 44 号「新城北設楽交通災害共済組合の解散について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 44 号の採決をします。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 44 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長 議案第 45 号「新城北設楽交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

8 田中 議案 45 号ですね、29 ページの表についてお尋ねをします。ここに、物品は新城市に帰属するとなっているのですが、この物品というのはどういうもの、事務用の物品だと思うのですが、どのようなものか、金銭に換算

するとどのくらいになるのでしょうか。

総務課長 書類を入れるロッカーだとか、事務用品と聞いております。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 45 号の採決をします。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 46 号「新城北設楽交通災害共済組合理約の変更について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

4 原田(直) 確認なのですが、今までだと多分掛金の中から事務費等が新城市に支払われていたと理解するのですが、解散をして事務の継承を新城市が行うわけなのですが、それに伴う負担金等は出てこないのか、その辺の確認をさせていただきたいと思います。

総務課長 事務の負担金につきましては、配分金の中、残金が二千何百円残っていたと思うのですが、その中で対応するとのことですが。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 46 号の採決をします。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 47 号「設楽町交通安全施策推進基金条例の制定について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田(敏) 条例の第 1 条のところに、「交通安全施策の推進に要する経費」とありますが、どのようなものを想定されているのか、説明をお願いいたします。

総務課長 具体的に言いますと、予算書のほうで交通安全対策費というものが載っているのですが、小中学校への黄色の帽子であるとか、ランドセルカバーであるとか、そういった物の啓発備品と、通学路の安全対策のための工事請負費というのが毎年 500 万円ぐらい程度計上されているのですが、とりあえず現在はそういう予定で考えておりますけれども、ほかにもっと効果的なものがあるようであれば予算計上をして対応をしていきたいと思っております。

6 金田(敏) そうなりますと、今の基金条例、1,735 万が入るわけですが、これがもしもなくなった場合はそれで良しなのか、そうではなくてこれに対する予算取りを付けてくるのか、いかがでしょうか。

総務課長 今言った交通安全対策費は、今までも工事請負費のところ不起債を上げていたと思うのですが、それ以外は一般財源で対応をしております。ですので、おそらく 3 年から 5 年くらいになると思うのですが、そのあいだの一般財源は使わなくて済むよということで考えていただければいいと思います。もし、この基金が全部使い切ってしまったら、また再び一般財源なり起債のほうで事業のほうは継続していきたいと考えております。

議長 ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 47 号の採決をします。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 17、議案第 48 号「令和 5 年度設楽町一般会計補正予算（第 3 号）」から日程第 23、議案第 54 号「令和 5 年度設楽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 48 号「一般会計補正予算（第 2 号）」から議案第 54 号「下水道事業会計補正予算（第 1 号）」まで、一括で説明させていただきます。

最初に、議案第 48 号「令和 5 年度設楽町一般会計補正予算（第 3 号）」についてを説明しますので、34 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 3,510 万 3,000 円を追加し、予算総額を 63 億 7,737 万 3,000 円とするものであります。

第 2 条の地方債の補正につきましては、38 ページを御覧ください。

第 2 表、地方債補正に記載する臨時財政対策債は、本年度の普通交付税の額の確定に伴い減額補正するものであります。また、地方財政計画に基づき、起債限度額を 1,436 万 5,000 円として、2,550 万 5,000 円の減額をするものであります。

今回の補正予算の主な内容は、人件費の補正を含め、移住対策費、情報通信基盤整備費、交通安全対策費、清掃総務費、つぐ診療所特別会計繰出金、下水道特別会計繰出金、社会体育施設管理費などが主な補正内容であります。

なお、人件費の補正につきましては、4 月の職員人事異動に伴う増減が主な給与補正であります。詳細な説明は省略させていただきます。

今後は、例年同様、人事院からの給与改定勧告に基づき、臨時国会で給与法案が結審され次第、所要の条例改正及び給与に関する補正予算を上程させていただきますので、御承知置きくださいますよう、よろしく願います。

それでは、歳出より説明しますので、補正予算に関する説明書の 49 ページ、50 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項 2 目財産管理費の補正 2,944 千円は、役場本庁舎の汚水の下水道施設接続に伴う、既設合併浄化槽の清掃手数料 74 万 4,000 円と公共下水道加入分担金 220 万円を補正するものであります。

6 目移住定住推進費の負担金補助交付金、400 万円は、若者住宅新築補助金の補助枠が、当初予算の 3 件分が執行済みとなり、さらに 2 件の申請を受けているための補正であります。

10 目情報通信基盤整備費の負担金補助交付金、105 万円は、北設広域事務組合負担金として補正するものです。これは、設楽ダム建設に伴い県道

設楽根羽線5号橋、八橋滝瀬地内の橋りょう部分であります。この橋りょうの管路施設の工事に伴い、北設情報ネットワークケーブルを5号橋の中に整備する工事の消費税分の補正であります。

51 ページ、52 ページを御覧ください。

4 項 1 目選挙管理委員会費の148万円の補正は、臨時期日前投票所、現在6か所を増設するため、パソコンとライセンスを準備するものであります。増設は、田峯1か所、名倉2か所を検討しています。なお、とりあえず一般財源で財源を計上しておりますが、タイミング次第では、衆議院議員選挙の国庫委託金に財源が更正される可能性もあります。

7 項 1 目交通安全対策費、24 節積立金1,735万円は、先ほど説明した、新城北設楽交通災害共済組合の廃止に伴い、配分金が発生しますので基金へ積み立てるものであります。

53 ページ、54 ページを御覧ください。

3 款民生費、1 項 7 目国民健康保険費、27 繰出金、20 万円につきましては、国民健康保険特別会計のほうで説明させていただきます。

2 項 1 目児童福祉総務費の負担金補助交付金、105万円は、発達支援施設利用負担金として、発達障害等の支援が必要な未就学児と保護者が通所して集団療育を行う施設の利用負担金を補正するものであります。対象者は1名で、新城市内の施設に通所するものであります。

55 ページ、56 ページを御覧ください。

4 款衛生費、1 項 2 目予防費につきましては、7 節報償費から19 節扶助費まで、コロナワクチン接種に関係する補正です。コロナワクチン特定臨時接種の延長が当初予算編成後に決定したため、今回補正を行い、現在したら保健福祉センターより案内しておりますが、秋頃から接種を行うものであります。今回の接種に関係する財源は、全額国の補助であります。

3 目つぐ診療所費、27 繰出金につきましては、つぐ診療所特別会計のほうで説明させていただきます。

57、58 ページを御覧ください。

5 目斎苑費 10 需用費 50 万円は、1 号炉の再燃バーナーの修繕を行い、予算残額が、修繕費がなくなりましたので補正するものです。こうした施設でありますので、何か生じたときには、速やかに対応しなければならないため、対応予算を用意しておくための補正であります。

2 項 1 目清掃総務費、17 節備品購入費 118 万 5,000 円は、可燃ゴミ資源回収ボックス倉庫を、田口本町区と平山区に、区からの要望を受けそれぞれに1 倉庫ずつ設置するものであります。

59、60 ページを御覧ください。

6 款商工費、1 項 5 目道の駅管理費、10 節需用費 99 万円は、アグリステーションなぐらの厨房換気設備及び冷却機器の修繕と、屋外トイレに防犯カメラを設置する補正であります。厨房換気設備及び冷却機器の修繕につきましては、昨年度大型改修を行う際に、当然、各設備の点検確認を行っておるところなのですが、その時点ではまだ使用できる見込みでいましたが、リニューアルオープン後、故障となり補正するものであります。防犯カメラは、新聞報道でもありましたが、トイレのバルブ部品のみ盗難する犯罪者があり、当施設でも被害を受け、警察から防犯的な指導を受け、補正するものであります。

61 ページ、62 ページを御覧ください。

7 款土木費、5 項 1 目公共下水道費の繰出金につきましては、下水道事業企業会計のほうで説明させていただきます。

8 款消防費、1 項 1 目常設消防費、10 節需用費 72 万 8,000 円は、設楽分署の照明器具取替修繕として、照明を LED に更新する補正であります。

2 目消防施設費、10 節需用費 85 万円は、防火水槽修繕費として、当初予算では、3 か所の予算措置をしておりましたが、資材や人件費の高騰で、2 か所は着工しておりますが、1 か所は予算が不足し、着手できないため補正するものであります。

63、64 ページを御覧ください。

9 款教育費、1 項 2 目事務局費、10 節需用費 102 万 3,000 円は、令和 6 年 4 月からの設楽中学校新制服について、2、3 年生へは制服に係る二重支出を補助する観点から、町が補助することとしておりましたが、夏ズボン及び夏スカートについて、予算計上していなかったため補正するものであります。

11 節役務費 48 万円は、廃棄物処分手数料として、廃校となる田峯小学校と津具中学校の不用な物品を廃棄するとともに、田口小学校の物品整理を行い、田峯小学校からの受入れスペースを確保するものであります。

12 節委託料 206 万円は、備品等運搬業務委託として、学校統合に伴う備品等運搬につきましては、当初予算時は概算計上とさせていただきましたが、その後、各学校とも精査した結果、引越運搬業者への委託として精査し、補正するものであります。

2 項 1 目小学校管理費、負担金補助交付金 220 万円は、公共下水道加入分担金として、田口小学校の汚水の下水道施設接続に伴い補正するものであります。

3 目小学校閉校記念式典費は負担金補助交付金 55 万 7,000 円につきましては、閉校式典事業実行委員会交付金として、田峯小学校の閉校記念式典

の事業費を地元と調整、精査し、補正するものであります。

3項1目中学校管理費、17節備品購入費111万2,000円は、学校用備品と理科教育振興備品として、いずれも設楽中学校で必要となる備品の購入として、特別支援学級のために必要となる備品を購入するために補正するものであります。

65、66ページを御覧ください。

2目中学校振興費、17節備品購入費22万3,000円は、生徒用の図書を購入する予算であります。

5項1目保健体育総務費、財源の一部を財源更正する補正であります。

2目社会体育施設管理費、12節委託料1,010万1,000円の減額は、ふれあい広場等指定管理委託について、当初予算の中には、ふれあい広場内のLED照明改修工事が含まれておりましたが、調整の結果、今年度は行えないため減額補正するものであります。

続きまして、歳入の補正予算に関する説明書、43、44ページをお開きください。

10款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金、1節地方特例交付金21万円は、個人住民税減収補填特例交付金として、住宅ローン控除で減収しているところを国に補填していただく交付金です。今年度の交付金額が判明したために補正するものであります。

11款地方交付税、1項1目地方交付税、1節地方交付税8,674万4,000円は、普通交付税の交付額が確定したため、当初予算との差額を増額する補正であります。当初予算は人口減少の影響を考慮して、対前年度比98%で積算し予算計上しておりましたが、算定に使用する係数や公債費の増額等により需用費が増えており、実際は1.67%の増となりました。

13款分担金及び負担金、2項2目民生費負担金、4節児童福祉総務費負担金2万1,000円は、児童発達支援施設負担金として、歳出で説明した発達障害等の支援が必要な未就学児と保護者が通所して集団療育を行う施設を利用するため、利用料の一部を対象者が負担するものであります。

3目衛生費負担金、1節斎苑費負担金14万8,000円は、斎苑運営費負担金として、歳出で説明した修繕費50万円に対する、構成町村、豊根村、根羽村分の負担金であります。

15款国庫支出金、1項2目衛生費国庫負担金、1節予防費負担金108万2,000円は、歳出で説明した、今年度秋以降に行う新型コロナワクチン接種に係る費用を、国が補助するものであります。

45、46ページを御覧ください。

2項3目衛生費国庫補助金、1節予防費負担金116万3,000円は、歳出

で説明した、今年度秋以降に行う新型コロナワクチン接種に係る費用を、前の衛生費国庫負担金と合わせ、国が歳出の全額を補助するものであります。

19 款繰入金、2 項 2 目財政調整基金繰入金、1 節財政調整基金繰入金 4,737 万 9,000 円の減額は、普通交付税の増額等に伴い、財政調整基金を減額する補正であります。

21 款諸収入、4 項 4 目雑入、21 節事務局費収入 101 万 7,000 円は、外国語指導助手派遣業務禍年度返還金として、外国語指導助手派遣委託をしていた、NPO 法人グローバル教育推進機構からの助手が、契約期間途中の 12 月で離職したため、前払いをしていた委託料を NPO 法人グローバル教育推進機構に返還要求するものであります。

29 節保健体育総務費収入、25 万 2,000 円は、町体育協会補助金禍年度精算金として、体育協会の会計報告に誤りが分かったため、返還を要求するものであります。

32 節交通安全対策費収入、1,735 万円は、先ほど説明した、新城北設楽交通災害共済組合の廃止に伴い、配分金が発生しますので、基金へ積み立てることに伴う補正であります。

22 款町債、4 項 1 目臨時財政対策債、1 節臨時財政対策債 2,550 万 5,000 円の減額は、地方交付税代替臨時財政対策債ですが、補正の冒頭で説明した地方債補正で説明したとおり、本年度の普通交付税の額の確定に伴い減額補正するものであります。また、地方財政計画に基づき、起債限度額を 1,436 万 5,000 円とし、補正前の 3,987 万円との差額、2,550 万 5,000 円を減額補正をするものであります。

続きまして、議案第 49 号「令和 5 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」についてを説明しますので、70 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 70 万円を追加し、予算総額を 5 億 7,881 万円とするものであります。

歳出より説明しますので、79、80 ページをお開きください。

1 款総務費は、4 月の職員人事異動に伴う給与補正でありますので、省略させていただきます。

6 款繰入金、1 項 1 目一般被保険者保険料還付金、22 節償還金利子割引料 50 万円は、過誤納還付金として、資格の重複者のリストが提供されるようになった結果、社会保険に入ってから国民健康保険を抜けていなかったなどの対象者に還付を行うための補正であります。

続きまして、歳入を説明しますので、77、78 ページをお開きください。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、3 節職員給与等繰入金 20 万円は、

職員給与等の財源として一般会計からの繰入を行うものであります。

2項1目基金繰入金、1節基金繰入金50万円は、歳出で説明した過誤納還付金の財源として、設楽町国民健康保健運営基金からの繰入を行うものであります。

次に、議案第50号「令和5年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第1号）」について説明しますので、83ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ457万6,000円を減額し、総額を8,616万6,000円とするものであります。

歳出を説明しますので、92、93ページを御覧ください。

1款総務費は、人事異動に伴う給与補正であります。

歳入について説明しますので、90、91ページを御覧ください。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金457万6,000円は、歳出で説明した人件費の財源調整とするため一般会計からの繰入を減額する補正であります。

次に、議案第51号「令和5年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算（第1号）」について説明しますので、96ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ213万2,000円を追加し、総額を302万4,000円とするものであります。

歳出の説明しますので、105、106ページを御覧ください。

2款諸支出金、1項1目積立金、24節積立金213万2,000円は、決算による実質収支額の確定により、積立金213万2,000円を積立てする補正であります。

歳入を説明しますので、103ページ、104ページを御覧ください。

3款繰越金、1項1目繰越金、1節繰越金213万2,000円は、歳出で説明したとおり、実質収支額の確定により繰越金とする補正であります。

次に、議案第52号「令和5年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第1号）」について説明しますので、107ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ1万1,000円を減額し、予算総額を274万2,000円とするものであります。

歳出を説明しますので、116、117ページを御覧ください。

2款財産区事業費1項1目財産区事業費、24節積立金1万1,000円の減額は、決算による実質収支額の確定により、積立金1万1,000円を減額積立てする補正であります。

歳入について説明しますので、114、115ページを御覧ください。

3款繰越金、1項1目繰越金、1節財産区繰越金1万1,000円の減額は、歳出で説明したとおり、実質収支額の確定により繰越金として減額する補

正であります。

次に、議案第 53 号「令和 5 年度設楽町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」について説明しますので、118 ページを御覧ください。

今年度より、簡易水道、公共下水道、及び農業集落排水の 3 特別会計は、企業会計に移行したことによりまして、今回の補正資料は見慣れていないと思いますが、よろしくお願ひいたします。

まず、議案書の第 1 条は、総則であります。

第 2 条は、業務の予定量についてであります。

原水及び浄水施設費として、3,498 万円を増額し、予算額を 1 億 9,569 万円とし、配水及び給水施設費として、550 万円を増額し、予算額を 3 億 1,560 万 4,000 円に補正するものであります。増額の詳細は後で説明させていただきます。

第 3 条、資本的収入及び支出についてです。

収入につきましては、1 款基本的収入、1 項分担金及び負担金 1 目工事負担金として、3,498 万円を増額し、6 項基金取崩収入、1 項基金取崩収入として、550 万円を増額補正するものであります。

支出につきましては、1 款基本的支出、1 項建設改良費は、第 2 条で説明したとおりであります。

第 4 条は、特例的収入及び支出についてです。

当初予算書の、6 ページに記載がありますが、第 4 条の 2 の本文中に記載してあります、「未収金及び未払金の金額は、それぞれ、7,252 万 1,000 円及び 1 億 6,008 万円である」を、「未収金及び未払金の金額は、それぞれ、3,155 万 3,000 円及び 4,131 万 2,000 円である」に改めるものであります。

この変更数値につきましては、122 ページの貸借対照表内の、2 の流動資産（2）の未収金及び、123 ページの 4 の流動負債（2）の未払金に計上してありますので、御参照いただきたいと思います。

121 ページには、キャッシュ・フロー計算書なども添付してありますので、こちらも御参照していただきたいと思います。

次に、資本的収入及び支出の詳細内容について説明しますので、128、129 ページの補正予算実施計画明細書を御覧ください。

まず、支出についてですが、1 目原水及び浄水施設費は、設楽ダム建設工事に伴い、新たな取水施設と沈砂池を新設するため、工事費の増額補正であります。最適な沈砂池の検討、決定に時間を要しましたが、精査の結果、導水管の施工量等を増加するものであります。また、労務費や資材費等の物価高騰に伴い、3,498 万円を増額する補正であります。

2 目配水及び給水施設費は、清崎の貯木場跡地利用を含め、田内、清崎

地内の水道施設の給水容量、機能アップ確保の検討のため、基本設計業務に、550万円を追加補正し検討を行うものであります。

次に、収入についてですが、1目工事負担金は、取水施設改良工事に係る財源として、設楽ダム工事事務所より水道施設公共補償、3,498万円の補償費を受けるものであります。

6目基金取崩収入は、配水池等更新基本設計業務委託に係る財源として、550万円を簡易水道運営基金より取崩し財源に充てるものであります。

次に、議案第54号「令和5年度設楽町下水道事業会計補正予算(第1号)」について説明しますので、130ページを御覧ください。

まず、議案書の第1条は、総則であります。

第2条は、収益的収入及び支出についてです。

収入につきましては、1款下水道事業収益、2項営業外収益2目他会計補助金として、412万2,000円を増額補正するものであります。

支出につきましては、1款下水道事業費用、1項営業費用3目総係費として、412万2,000円を増額補正するものであります。

第3条は、特例的収入及び支出についてですが、当初予算の42ページに記載してありますが、第4条の2の本文中に記載のある、「未収金及び未払金の金額は、それぞれ、1億401万3,000円及び1億4,880万9,000円である」を、「未収金及び未払金の金額は、それぞれ、449万9,000円及び1億5,918万8,000円である」に改めるものであります。

この変更数値につきましては、137ページの貸借対照表内の、2の流動資産(2)の未収金及び、138ページの4の流動負債(2)の未払金に計上してありますので、御参照いただきたいと思います。

次に、第4条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費について、当初予算書43ページに記載してありますが、第8条で定めた金額、職員の給与関係を412万2,000円増額補正するものであります。詳細は134ページ、135ページの給与明細書を御参照ください。

第5条は、同じく当初予算書43ページに記載されていますが、第9条で定めた金額を、3億6,624万8,000円を3億7,037万円に改めるものであります。133ページには、キャッシュ・フロー計算書なども添付してありますので、こちらも御参照していただきたいと思います。

次に、収益的収入及び支出の詳細内容につきましては、144ページ、145ページの補正予算実施計画明細書を御覧ください。

まず支出についてですが、1目の総係費は、4月の職員人事異動に伴う人件費の増減が主な補正であります。

収入についてですが、2目他会計補助金は、人件費に係る財源として一

般会計補助金として、412万2,000円の増額補正をするものであります。

長くなりましたが、説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑は1件ごとに行います。

議案第48号「令和5年度設楽町一般会計補正予算（第3号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

5七原 2点お願いします。

まず、50ページの企画ダム対策課の若者住宅新築補助金、予算を使い切ったためということで、当初予算と合わせて5件分ということになるわけですかね。このうち、町外からの移住の方というのは何件になるのかというのを教えていただきました。

それと、63、64ページですね、65ページにもまたがりますけれども。教育費のところ、学校の統合が近くなっていますけど、確認ですが、そういった学校を統合するに際して例えばインフラ整備、空調が足りないとか机が足りないとか、いろいろあるかないか分からないですが、そういった学校の設備としての受入れ態勢は万全なのか、それともまだこれからやるべきことがあって計画しているのか、その辺を教えてください。

以上です。

企画ダム対策課長 若者住宅新築補助金の件ですが、今回補正する400万は2名の方の新たな申請に基づき補正をさせていただいております。そのうち、元々町内の方が1名、移住者が1名という内訳になっておりまして、豊田市からの移住者の方になります。あと、既に支出済みのほうの3名の方はいずれも町内在住者の方ということになります。

以上です。

教育課長 統合に関わるインフラ関係ということですが。空調とか机と、今、例を挙げていただきましたが、空調はこれまでの取組の中で暑さ対策で対応しておりますので、まずはそれで足りているという認識であります。それから、机等は廃校になる学校のものに移す、運ぶということで対応できるということで考えております。そのほかですと、LED工事等、普通教室等はおおむねできております。一部特別教室等はもう少しというところがありますが、基本的な準備、対応はできているし、それも含めて話合いをしているというところでもあります。

5七原 若者住宅新築補助金のほうは確認させていただきました。

次の、教育課長の答弁のほうなのですが、一番心配されるのは空調関係、こんなに暑い時期だと。それに対して全て、小学校、中学校、統合先のほうで不足することもなく整っているということによろしかったで

すかね、今の御答弁だと。

教育長 今度統廃合する、受入先のほうの学校のほうからは議員御指摘のような内容の要望が上がっていますので、12月の補正で間に合うようであれば予算要求をさせていただきたいと思います。スタートする4月にどうしても間に合わせなくてはいけないような内容のものは教育委員会のほうから予算要求させていただき予定しております。ただ今回はまだきちんとまとまっておりませんので、9月補正には上がっておりません。

議長 ほかにありますか。

2 村松(純) 52ページの、2款4項選挙管理委員会費のところの、パソコン等というのは、先ほどのパソコンとはまた別でということなのでしょうか。

総務課長 これは、期日前投票専用のパソコンと御理解ください。現在期日前投票をやっているときに各投票所で受付を行いますけれども、そのときの確認作業をするために1台ずつ、厳密には1日に2か所やるので1台で2か所できるのですけれども、午前と午後で分けて2か所で行っているのです。その確認作業のためのパソコンということです。

議長 ほかにありませんか。

9 今泉 46ページですが、先ほど副町長の言葉がはっきり分からなかったのもう一回確認したいのですが、財政調整基金の4,737万9,000円、これ詳細に教えてもらいたいと思いますが。

財政課長 財政調整基金でありますけれども、これにつきましては、歳入と歳出を調整するための基金でありまして、今回普通交付税で5億8,000万ほど多くありまして、支出のほうは、差額ですから、歳出のほうは少なくなったものですから、その差額をとって4,700万程度減額したものであります。

議長 ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第48号は所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第48号を所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第49号「令和5年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」

の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 49 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第 49 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 50 号「令和 5 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算 (第 1 号)」
の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 50 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第 50 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 51 号「令和 5 年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算 (第 1 号)」
の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 51 号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第 51 号を総務建設委員会に付託します。

議長 議案第 52 号「令和 5 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算 (第 1 号)」
の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 52 号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第 52 号を総務建設委員会に付託します。

議長 議案第 53 号「令和 5 年度設楽町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 53 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

議案第 53 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 54 号「令和 5 年度設楽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 54 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

議案第 54 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第 24、認定第 1 号「令和 4 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第 35、認定第 12 号「令和 4 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

なお、既に決算書が配布されており、議員各位におかれましては十分に精査されていると思いますので、要点を簡潔にお願いいたします。

副町長 それでは、認定第 1 号「令和 4 年度設楽町一般会計」から認定第 12 号「令和 4 年度設楽町津具財産区特別会計」までの歳入歳出決算の認定について、いずれも地方自治法第 233 条第 3 項の監査委員の意見書及び第 5 項の決算成果報告書を提出して、議会の認定に付するものであります。

なお、決算概要につきましては、一括で説明しますので、認定議案の朗読は省略させていただきます。また、決算内容の詳細につきましては、後で設置される予定の決算特別委員会において、担当課長から、それぞれ詳

しく説明するとともに、決算成果報告書に主要な事業についての報告を記載しておりますので、私からは、歳入、歳出の概要について款別に特徴的な内容についてのみの説明とさせていただきます。

始めに、認定第1号「令和4年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」を説明しますので、146ページをお開きください。また、決算書は、9ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

一般会計は歳入総額63億6,800万2,900円、歳出総額62億1,553万7,900円で、歳入歳出差引額は1億5,246万5,000円であります。なお、翌年度へ繰り越す財源とする繰越明許費繰越額8,746万5,000円を除いた実質収支額は、6,500万円であります。

次に、財産に関する調書の公有財産について、土地の増加分は、津具地内の町道高橋坂宇場線の潰れ地調査の結果、町道敷地を寄附されたことと、大入川支川の神明川緊急防災対策工事に伴う土地の取得によるものであります。

また、山林の減少分は、設楽ダム建設に伴う主要地方道設楽根羽線付替工事に必要な土地などに協力したものであります。

決算書13ページ、14ページを御覧ください。

記載してある13件の基金状況につきましては、預金利子及び元金の積立金と、繰出金を差し引きした結果、年度内増減額は4億847万8,671円の減額で、年度末現在高は、38億1,642万6,159円であります。

なお、年度内の増減額については、令和3年度決算より7億9,360万9,860円の減額であります。

それでは、一般会計の歳入から説明しますので、決算書15ページ、16ページをお開きください。

令和3年度と比較して、差額の大きいものを中心に説明をさせていただきます。

1款町税のうち、固定資産税については、令和3年度のコロナ関連の減免措置の終了などにより、1,143万8,800円の増であります。町税全体としては、法人住民税額の減少などがありましたが、対前年度比、931万2,913円の増となりました。

2款地方譲与税は、令和元年度から譲与が開始された森林環境譲与税は若干増額しましたが、他の譲与税はいずれも減額で、全体では対前年度比、1,588万1,000円の増であります。

6款法人事業税交付金は、法人事業税の一部を財源として、県から交付されるものでありますが、対前年度比、714万2,000円の増であります。

10款地方特例交付金のうち、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収

補填特別交付金については、令和4年度はこの補填制度がなく、全体では対前年度比、502万7,000円の減であります。

11款地方交付税は、普通交付税の算定において、人口減少の影響による減額が生じ、対前年度比、7,276万1,000円の減額であります。

決算書17、18ページをお開きください。

15款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が、国の交付計画の沿って減額されており、9,601万6,693円の大幅な減であります。

16款県支出金につきましては、下水道事業費に係る水源地域整備事業費や林道改良事業の増額により、全体では対前年度比、9,978万3,831円の大幅増であります。

17款財産収入については、土地売払いなどにより、対前年度比、1,112万5円の増であります。

19款繰入金につきましては、簡易水道、公共下水道、農業集落排水の公営企業会計開始のための準備資金として、財政調整基金繰入金を増額したことにより、対前年度比、4億1,494万8,320円の大幅な増であります。

20款繰越金は、前年度比1億3,065万9,806円の増であります。

21款、諸収入につきましては、豊川水源基金を財源とした、水源地域振興事業助成金や、水源林対策事業、水源林保全流域協働事業の増額などにより、5,262万2,383円の増であります。

決算書19ページ、20ページをお開きください。

22款、町債につきましては、対前年比1億8,748万1,000円の減であります。主な減少理由は、町道改良事業の減少や、令和3年度に行った防災行政無線機器更新事業の終了などによるものであります。

以上、歳入全体につきましては、前年度と比較して総額で、6.11%の増、3億6,670万4,612円の増額の決算でありました。

続きまして、歳出の概要についてを款別に特徴的なところを説明しますので、決算書21ページ、22ページを御覧ください。

1款議会費は、6,187万3,099円で歳出総額の1.0%を占め、対前年比287万8,116円の減額であります。

2款総務費は、8億8,462万2,692円で歳出総額の14.2%を占め、対前年比6,289万7,545円の増であります。主な増額の理由につきましては、数値地形図作成業務、ホームページ更新委託などを実施したことによるものであります。

3款民生費は、9億6,155万9,511円で歳出総額の15.5%を占め、対前年比570万83円の減額であります。主な減少要因は、住民税非課税世帯等

臨時特別給付金の規模が減少したことなどによるものであります。新型コロナウイルス感染症対策の住民税非課税世帯等臨時特別給付金や子育て世帯臨時特別給付金の支給事業を実施したところであります。

4款衛生費は、9億2,244万3,740円で歳出総額の14.8%を占め、対前年比3億238万4,107円の増になります。主な減少要因は、公営企業会計準備のため、簡易水道特別会計への繰出金が増額したことによるものであります。特徴的な取組として、旧斎苑の解体撤去事業があります。

5款農林水産業費は、7億4,775万2,644円で歳出総額の12.0%を占め、対前年比1億4,825万8,429円の増額であります。主な増加要因は、公営企業会計準備のため、農業集落排水特別会計への繰出金が増額したことによるものであります。特徴的な取組としましては、新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策として、粗飼料価格高騰対策支援金や農業経営収入保険加入推進事業補助金の事業を行ったものであります。

6款商工費は、3億2,755万7,081円で歳出総額の5.3%を占め、対前年比1億6,411万1,124円の増であります。主な増加要因は、コロナ禍での地域経済活性化のため、プレミアム付商品券を販売したこと、また、この商品券を町民へ配布事業を行ったことによるものであります。

7款土木費は、10億160万6,422円で歳出総額の16.1%を占め、対前年比3億6,903万6,745円の増であります。主な増加要因は、公営企業会計準備のため、公共下水道特別会計への繰出金が増額したことが大きなものであります。

8款消防費は、2億8,773万2,246円で歳出総額の4.6%を占め、対前年比1億1,578万1,258円の減額です。主な減少要因は、防災行政無線（同報系）機器更新事業が完了したことによるものであります。

決算書23ページ、24ページを御覧ください。

9款教育費は、4億7,472万2,620円で歳出総額の7.6%を占め、対前年比127万9,601円の減額です。主な減少理由につきましては、小中学校のトイレ改修工事が完了したことによるものです。

10款災害復旧費は、令和4年度の支出はありませんでした。

11款公債費は、5億3,543万767円で歳出総額の8.6%を占め、対前年比1,789万4,900円の増額であります。

なお、標準財政規模に対する公債費の比率をみる実質公債費率につきましては、直近3か年の単年度比率の平均を参照しております。令和4年度単年度は7.58%で、直近3か年の平均は6.1%となっております。

12款諸支出金は、1,023万7,078円で歳出総額の0.16%を占め、対前年比3億7,321万1,050円の減額です。主な減少理由は、令和3年度は財政

調整基金へ積立てを行いました。令和4年度は実施できなかったことによるものです。

その他、令和4年度につきましても、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策事業を実施しております。先に申し上げたコロナ対策事業のほかの主な取組としては、社会福祉施設等への支援交付事業や、学校の改修工事などを行いました。これらは国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を主とした財源で実施しています。

以上、一般会計の歳出の概要ですが、歳出全体につきましては、前年度と比較して総額で、7.2%の増、4億1801万2745円の増額の決算でありました。

増額の特徴的な要因は、簡易水道、公共下水道、農業集落排水の特別会計を企業会計へ移行するための準備の繰出金を行ったことが原因であります。

なお、翌年度への繰越明許費は、1億3,570万4,000円で、前年度と比較すると、3億489万2,000円の減であります。

続きまして、各特別会計の決算概要について説明しますので、再度1ページ、2ページを御覧ください。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入歳出とも同額の総額5億8,519万406円です。歳出総額の対前年比較は、2,653万9,699円の増であります。主な増加要因は、保険給付費の増額によるものであります。

後期高齢者医療保険特別会計につきましては、歳入歳出とも同額の総額2億1,020万8,941円です。歳出総額の対前年比較は、101万8,815円の増であります。主な増加要因は、医療費の増加によるものであります。

簡易水道特別会計につきましては、歳入総額9億9,178万7,246円、歳出総額6億6,540万3,273円で、歳入歳出差引額は3億2,638万3,973円です。なお、翌年度へ繰り越す財源として繰越明許費繰越額を除いた実質収支額は、3億2,147万9,973円であります。歳出総額の対前年比較は、1,842万158円の減額であります。主な減少要因は、公共下水道工事との進捗調整などによるものであります。

公共下水道特別会計につきましては、歳入総額6億201万1,550円、歳出総額2億7,387万6,004円で、歳入歳出差引額は3億2,813万5,546円です。なお、翌年度へ繰り越す財源として繰越明許費繰越額を除いた実質収支額は、3億639万4,546円であります。歳出総額の対前年比較は、6,488万6,026円の増であります。主な増加要因は、管渠工事の事業費及び下水道債償還金の公債費の増額などによるものであります。

農業集落排水特別会計につきましては、歳入総額3億4,581万859円、

歳出総額 2 億 3,173 万 6,371 円で、歳入歳出差引額は 1 億 1,407 万 4,488 円です。なお、翌年度へ繰り越す財源とする実質収支額は、1 億 1,407 万 4,488 円であります。歳出の総額の対前年度比は、948 万 6,867 円の増であります。主な増加要因は、令和 4 年度より津具地区農業集落排水施設改築事業に併せ、名倉地区の施設改築事業も着手したことなどによるものであります。

続いて、町営バス特別会計につきましては、歳入歳出総額とも同額の 4,074 万 4,943 円です。歳出総額の対前年比較は、1,288 万 5,242 円の減額であります。主な減額の理由につきましては、昨年度のバス車庫の下水道施設接続のための宅内配管工事を完了したことなどによるものであります。

つぐ診療所特別会計につきましては、歳入歳出総額とも同額の 8,488 万 3,413 円であります。歳出総額の対前年比較は、639 万 1,240 円の減額です。主な減額理由は、人件費や借上料の減額によるものです。

最後に田口、段嶺、名倉、津具の各財産区特別会計の決算状況につきましては、それぞれの財産を適正な管理運営に努めましたので、本日は、決算書を御覧いただくことで説明は省略させていただきます。

なお、名倉財産区及び津具財産区においては、実質収支額が生じていますので、今回の補正予算で積立てを行わせていただいたものであります。

なお、11 特別会計全体は、歳出総額 21 億 800 万 9,189 円で、対前年比、2.85%の増加で、5,849 万 349 円の増額であります。

最後に、昨年に引き続き、地方自治法第 233 条第 5 項に規定する主な施策を説明する書類として、ファイル綴りで決算成果報告書を作成し、提出しております。

本町では、迅速に情勢の変化に対応し、効果的かつ効率的な行財政運営を推進するため、予算編成と決算を連動させた予算決算マネジメントを推進しています。

決算成果報告書は、主に、このマネジメント推進の P D C A サイクルの C——チェック評価ですが、として決算の部分を担当しています。職員一人一人が本年度の事業の執行及び次年度以降の当初予算編成に向けた指針となるよう、事務事業の状況の整理、分析に努めてまいります。

また、わかりやすい報告書とするために、各事業ごとの総括欄には、令和 4 年度実績のみならず、前年度又は令和 5 年度の状況等の経緯に触れること、施策検討の基礎となる園児児童生徒数及び保険者数などの経年推移をグラフ表示するなどの見直しを図っておりますので、今後も決算分析の参考にしていただきたいと思います。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議長 次に、監査委員の決算審査の御意見を、氏原代表監査委員にお願いいたします。

代表監査委員 それでは、監査の結果を報告します。

地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項の規定により決算審査に付された、令和 4 年度設楽町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに各基金の運用状況等について、資料の 148 ページ以降にあります意見書により説明をいたします。

審査は、令和 5 年 7 月 28 日金曜日から 8 月 4 日金曜日のうちの 4 日間、山口監査員と共に審査しました。

審査の対象は、令和 4 年度設楽町一般会計及び各特別会計並びに各基金です。

一般会計及び特別会計 11 の決算にかかる歳入歳出の総額は、歳入総額 92 億 4,682 万 7,894 円、歳出総額 83 億 2,354 万 7,089 円、差引額 9 億 2,328 万 805 円で、その内訳は表 1、一般会計及び表 2、特別会計のとおりであります。

また、一般会計 13 及び特別会計 8 の計 21 基金にかかる決算年度中の増減高及び決算年度末の現在高の合計額は、前年度末現在高が 46 億 5,694 万 737 円、決算年度中の増減高 3 億 6,026 万 9,219 円の減額、決算年度末現在高 42 億 9,667 万 1,518 円であり、その内訳は表 3、各基金の総括表のとおりであります。

審査に当たっては、決算書附表、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況調書を対象として、計数上の誤りの有無、財政運営の健全性、財産管理の的確性、さらに、予算の執行については、関係法令に従い正確かつ効率的に実施されたかなどに主眼を置き、例月出納検査及び定期監査の結果も参考にして、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続を実施いたしました。

審査の結果として、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況調書の計数は、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、計数については適正と認められました。

財政状況として、令和 4 年度の決算規模は、一般会計では歳入総額 63 億 6,800 万 2,900 円、歳出総額 62 億 1,553 万 7,900 円、差引額 1 億 5,246 万

5,000円となり、特別会計では、歳入総額28億7,882万4,994円、歳出総額21億800万9,189円、差引額7億7,081万5,805円となりました。

一般会計の歳出面での決算規模は、令和3年度との比較において4億1,801万円増加、伸び率にして7.2%増加しました。これは大型建設事業として、道の駅アグリステーションなぐらの改修工事などを実施したほか、世界的イベントであるWRC（世界ラリー選手権）のコースに選ばれたことによる会場設営、地形図の電子化に係る委託事業を行ったことなどによるものが主な原因である。

歳出における普通建設事業費については、先ほどの道の駅改修工事のほか、橋りょう修繕工事の増加などにより、2,595万円の増額となりました。

また、令和5年度から簡易水道、公共下水道及び農業集落排水の各特別会計が公営企業会計へ移行することを受け、準備資金として3つの特別会計に総額およそ6億円を繰り出しました。

歳入においては、普通建設事業費の増額に伴う県支出金や町債の増額に加え、繰越金が前年度比1億3,066万円増額したこともあり、63億6,800万円となりました。また、翌年度へ繰り越すべき財源8,747万円は、プレミアム付商品券などの繰越し事業の増加により、対前年比422万円の増額となりました。

11特別会計の歳出決算総額は、令和3年度と比較し、5,849万円、伸び率にして2.9%の増加となりました。増額の要因としては、国民健康保険特別会計において、歳入が保険料率の引上げにより現年度分保険料が696万円増額、また保険給付費の増に伴い普通交付金の交付額が1,852万円増額となったことが主な原因です。歳出については、保険給付費が1,645万円増額、県事業納付金が705万円増額となったことなどから、総額で前年度比2,653万円、率にして4.7%増額し、5億8,519万円となりました。

そのほか、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、農業集落排水特別会計においては、いずれも公営企業会計移行準備金としての一般会計からの繰入金が増額などにより歳入が増額しました。歳出では、公共下水道特別会計で枝線管渠工事における工事請負費が対前年比8,771万円、率にして54.7%増加したことなどにより全体で6,489万円、31.0%の増加、農業排水特別会計では津具地区の更新工事に加え名倉地区の更新工事も始まったことから、関連する委託料及び工事請負費の増加により歳出全体で対前年比949万円、4.3%の増加となりました。

また、後期高齢者医療保険特別会計では、歳入歳出共に、対前年比101万円0.5%の増額となりました。減額要因としては、町営バス特別会計で歳出歳入共に1,288万5,000円、24.0%の減少となったことがあげられます。

歳入では、コロナ感染防止対策分が終了したことにより国庫補助金相当額が対前年比 207 万 7,000 円、33%減少し、歳出でも、バス車庫の公共下水道設置工事が終了したことと、町営バス稲武線の豊田市への運行費負担金返還金がなくなったことなどによる。

また、つぐ診療所特別会計では、歳入でのコロナワクチン接種者の減少や、歳出での人件費及びマイナンバーカード資格確認システム導入委託費の減少などにより、歳入歳出共に、全体では対前年比 639 万円、7.0%減少しました。

財政全体として、歳入及び歳出にかかる予算と執行は、おおむね効率的かつ効果的に配分され、適正に執行されたものと認められます。

続いて、財政運営についてですが、昨年度は、令和 4 年 11 月から令和 5 年 3 月にかけて、道の駅アグリステーションなぐらの改修工事が完全休業の中で行われました。老朽化した設備や食品衛生法の改正に伴い、施設を運営していく上での課題を改善するために改修工事を実施しました。この道の駅は、新型コロナウイルスの影響は生じていないものの、経営組織、生産者の高齢化、施設の老朽化といった課題を抱えていました。こうした中での改修工事が一つの契機となって、課題を改善しながら設楽町の観光拠点の一つとして、一層充実した運営がなされることを期待します。

加えて、道の駅つぐ高原グリーンパーク、道の駅したら及びそこに隣接する馬防柵や木橋の取替工事を行った田峯城などが多くの観光客を呼び込んで、地域性豊かな施設として発展していけるよう、町として今後継続した体制整備をお願いいたします。

国民健康保険については、県全体の一人当たりの医療費が年々増加しているため、今後一人当たりの保険料の増加が予想されます。令和 3 年度までは基金を活用し保険料を据え置いてきましたが、基金残高の減少に伴い、令和 6 年度に歳入歳出が均衡する保険料となるよう、令和 4 年度から段階的に保険料の引上げを行っています。こうした事情を踏まえると、保険料の引上げはやむを得ないと思われませんが、町民一人一人の命を守る極めて重要な保険であることから、生活に支障が出ないように工夫と改善を行っていただきたいと思えます。

また、令和元年度から都道府県や市町村に対して森林環境譲与税が交付されております。今年度この税は、5,899 万 9,000 円から 7,577 万 8,000 円に増額されました。そして、さらに来年度は 1 億円に増額の予定であります。それだけ国としても森林整備及びその促進に関して重点を置いていると考えられます。本町においても、この税をより有効に活用し、林業に携わる人材の育成とともに、木材の良さを生かしたり広めたりする活動を充実

させていき、町の重要な産業としての林業の持続発展に努めていただきたいと思います。

設楽町では、人口の減少は確実に進み、町並みからこれまで続けてきた商店が一つまた一つと姿を消しつつあります。利便性が失われるのはもちろんのこと、町としての活気が一気に薄れていくようで残念であります。小規模な商工業を補助する様々な振興事業や、町内での消費拡大をねらったプレミアム付商品券など、行政としてのサポートが図られつつあるものの、現状は厳しい状況にあります。住民人にとって、便利で活気あふれる町となるよう、今後も適切な事業の計画実行をお願いいたします。

設楽ダム完成が延伸されたなか、継続して設楽ダム建設関連事業が実施されております。大きくは水源地域整備事業としての県費による負担金と、水源地域振興事業としての豊川水源基金からの助成金が主な財源であります。今後も計画的に事業を進めていくと思われませんが、設楽町の将来を見通し、町民が納得した住みよい町づくりにつながるよう議会で検討を重ね、着実に前進することを希望しています。

決算審査の結果は以上であります。よろしく申し上げます。

議長 提案理由の説明と監査委員の監査意見の報告がありました。

監査委員の審査意見について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。認定第1号から認定第12号までの12議案については、慎重審査の必要があると認められますので、議長を除く9名で構成する決算特別委員会を設置して審査したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

認定第1号から認定第12号までの12議案については、9名による決算特別委員会を設置し、付託して審査することに決定しました。

議長 お諮りします。決算特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、村松一徳君、村松純次君、原田純子君、原田直幸君、七原剛君、金田敏行君、山口伸彦君、田中邦利君、今泉吉人君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。決算特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

決算特別委員会の方は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互

選を行い、その結果を報告願います。

お諮りします。ここで、暫時休憩することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 時間が12時を過ぎそうですが、いちおう最後までいきたいと思っています。休憩を延ばしたいと思います。

異議なしと認めます。暫時休憩とします。急いで委員会室にお集まりください。願います。

休憩 午前11時50分

再開 午後0時03分

議長 大変お待たせいたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長の互選について報告がございましたので、報告いたします。委員長に9番今泉吉人君、副委員長に4番原田直幸君が選任されましたので御承知置きください。

なお、決算特別委員会は、本日、9月4日定例会終了後、決算の説明を受け、9月8日の午前9時から総務建設委員会所管、9月12日の午前9時から文教厚生委員会所管です。よろしく願います。

議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。時間延長、申し訳ありませんでした。お疲れ様でした。

散会 午後0時03分